

2013年（平成25年）11月吉日

各位

大阪弁護士会  
会長 福原 哲晃  
憲法問題特別委員会  
委員長 武村 二三夫

## 憲法連続講座のご案内

昨年4月には自民党などの政党が憲法改正案を発表しました。その後、安倍首相は憲法改正規定である憲法96条の改正問題を提起し、それをめぐって様々な議論がなされました。最近、安倍首相の96条改正の主張は、少しトーンダウンしたように見えますが、しかし、安倍首相は憲法改正を悲願としており、時期を見て改めて問題提起されることは間違いないと思われまます。そして、最近では、集団的自衛権の行使をめぐって、政府の憲法9条解釈の変更や、法律の制定によってこれが認められるようにしようとの動きも顕著となっております。日本版NSC設置法案や特定秘密保護法案も国会に提出されました。これらは、憲法の基本原則を脅かすものと言わざるを得ません。

このように、憲法をめぐる動きが急となっておりますので、大阪弁護士会では、市民の皆様に憲法改正案をご紹介し、それらによって憲法の基本原則がどのように変容されようとしているのかを考えるために、憲法連続講座を開設することとしました。

最初に担当の弁護士から問題の提起をし、それをふまえて参加された皆さんのディスカッションを中心に進行したいと考えております。

次のような要領で行いますので、是非多数の皆様のご応募をよろしく申し上げます。

### 1. 日程とテーマ

- 第1回 1月11日－「基本的人権の保障とは何を意味するのか」  
第2回 2月1日－「立憲主義とは何か、憲法改正手続との関係は？」  
第3回 2月8日－「天皇の権能拡大と国民主権の大幅な後退」  
第4回 2月22日－「集団的自衛権の行使と恒久平和主義の変容」  
いずれも土曜日で、午後2時30分から午後4時30分まで

### 2. 場所 大阪弁護士会館 会議室

### 3. 募集人数と応募方法

募集人数は公募で30名までとし応募者が多い場合には抽選とさせていただきますので予めご了承ください。申込は、裏面の応募用紙でFAXまたは、郵便で、本年12月6日までに（当日消印有効）お申込みください。応募結果については、書面もしくはFAXにてご連絡いたします。

なお、4日間の連続講座でございますので全日程ご出席いただける方を対象とさせていただきます。

### 4. 参加費 無料

以上



**【交通手段】**

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車  
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車  
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車  
徒歩約15分

**憲法連続講座申し込み用紙 (FAX:06-6364-7477)**

(切り取らずに、このままお送りください)

(ふりがな) 氏 名	
現住所	〒 _____
電話番号	_____
FAX番号	_____

ご記載いただきました個人情報は、当会からの事務連絡以外に使用いたしません。

大阪弁護士会 委員会部 司法課 浅田  
〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号  
TEL:06-6364-1681  
FAX:06-6364-7477